広島県告示第千七十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定によって、令和七年広島県告示第千七十二号で指定した区域について、指定を解除する。

令和八年十一月十六日

広島県知事　横　田　美　香

一　指定を解除する区域の所在地

尾道市長者原二丁目一六五番五の一部

二　土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物

三　講じられた汚染の除去等の措置

土壌汚染の除去